

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和2年12月3日提出

日立市長 小川春樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 0 月 2 1 日

日立市長 小 川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和元年12月25日午後5時30分頃、日立市□□町□丁目□□番地先市道8057号路上において、転落防止柵が設置されていなかったため、日立市□□町□丁目□番□□号□□□□□□氏が歩行中に転落し、負傷したので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金 3 5 9 , 0 5 2 円